

平成 年 月 日

鳥取県労働委員会会長 様

申立人 鳥取産業労働組合
代表者職氏名 執行委員長 甲野太郎
(署名又は記名押印)

不当労働行為救済申立書

労働組合法第7条、第 号()に該当する不当労働行為事件について、労働委員会規則第32条により、次のとおり申立てます。

1 当事者名

申立人 住所 鳥取市東町二丁目271番地
名称 鳥取産業労働組合
代表者職氏名 執行委員長 甲野太郎

被申立人 住所 鳥取市東町二丁目271番地
名称 鳥取産業株式会社
代表者職氏名 代表取締役 乙山次郎

2 請求する救済の内容

- (1) 被申立人は、平成 年 月 日付けでなした甲野太郎に対する解雇を取消し、同人を原職に復帰させるとともに解雇の翌日から原職に復帰するまでの間に同人が受けるはずであった諸給与相当額を支払わなければならない。
- (2) 被申立人は、申立人が平成 年 月 日に申入れた賃金増額に関する団体交渉に応じなければならない。
- (3) 被申立人は、申立人組合員に対して脱退勧奨してはならない。

3 不当労働行為を構成する具体的事実

- (1) 申立人鳥取産業労働組合(以下「組合」という。)は平成 年 月 日被申立人鳥取産業株式会社(以下「会社」という。)の従業員をもって結成し、現在従業員100人のうち70人が加入している。
- (2) 平成 年 月 日組合は、円の賃金増額を会社に要求し、同年 月 日までの間に会社と 回の団体交渉を重ねた。しかし、会社は経営不振を理由に有額回答をしないので、組合は同年同月 日始業時から 時間の全面ストを行った。
- (3) 同年同月 日、会社は団体交渉継続中にもかかわらずストを行なったという理由で執行委員長甲野太郎を解雇した。しかし、前記ストには何ら違法な点はなく、正当な組合活動を理由とした不利益取扱いであり、労働組合法第7条第1号に該当する不当労働行為である。
- (4) 同年同月 日組合はスト解除とともに前記賃金増額についての団体交渉を開くよう会社に申し入れたが、会社は組合が実力行使をしたことを理由に現在に至るまで団体交渉を拒否している。しかし、会社が団体交渉を拒否している理由が正当なものでないことは明らかであり、労働組合法第7条第2号に該当する不当労働行為である。
- (5) 会社は、同年同月 日以降「十分に団体交渉もしないままストに入るような組合に加入しているとあなたのためにならない。」旨の手紙を組合員に出している。これは組合の運営に対する支配・介入であり、労働組合法第7条第3号に該当する不当労働行為である。

4 不当労働行為を疎明する証拠書類 追って提出する。

申し立てる事件について、労働組合法第7条の号別を記入すること。